

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

山蒼く水清く心豊かな多賀のまち再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

犬上郡多賀町

3. 地域再生計画の区域

滋賀県犬上郡多賀町の区域の一部【大滝地区（旧大滝村）】

4. 地域再生計画の目標

多賀町は滋賀県の東北部、犬上郡に属し、琵琶湖東部の彦根市を中心とした湖東地域に位置している。人口 8,442 人(平成 17 年 4 月末現在)、総面積は 135.93km²を有しており、東部には霊仙山・鍋尻山・高室山・三国岳・鈴が岳など、標高 1000m 級の峰々が連なり、芹川・犬上川の清流が町の東南部を源にして、途中、ダムを設けて流域耕地に灌漑用水を供給しながら琵琶湖に注いでいる。

多賀町総面積の 86% を占める広大な山林では、杉・檜・松などが美林を形成し、良質材をはじめ各種の林産物が搬出されており、各河川の流域に発達した耕地では、米・麦など穀類の生産が行われている典型的な農山村地域である。

本地域再生計画区域の大滝地区では、昭和 35 年頃をピークに、人口は減少の一途をたどり、農林業の衰退とともに後継者不足・高齢化・過疎化など多くの問題を抱えている。また、生活様式の変化による、未処理の生活雑排水が河川に流入し河川の水質悪化を招き、昔のような清流には程遠い現状で、児童園児の川遊びも出来なくまた、清流に生息する鮎や岩魚などが減り釣り人も減少している状況である。

このことから、汚水処理事業を充実することにより地域生活環境を向上し過疎化の抑制を促し、また多賀町が上流に位置することに責任を持ち最終的には琵琶湖の水質改善を目標とします。

これにより、第 4 次多賀町総合発展計画では「山蒼く水清く心豊かな多賀のまち」をスローガンに、下水道の整備・里山の保全や造林保育・河川清掃等による自然環境の再生を行い、住みよいまちづくりを目指し取り組んでいる。

多賀町の汚水処理事業は、「50 年後も安心して飲める水」を目指し、住民の生活環境改善・基盤整備の充実を行い、豊かな自然を維持・継承と公共水域の水質保全の為、昭和 63 年度から公共下水道事業を、平成 14 年度から農業集落排水事業を、平成 4 年度からは浄化槽の個人設置型事業を展開し、平成 15 年度末の汚水処理人口普及率は、76.4% に達した。

しかしながら、大滝地区の整備率 11% と低く、若者の村離れに伴い過疎化が進行しているため、住民のニーズに答え汚水処理施設整備事業を促進し若者の定住化を図ると共に、住民ボランティアによる河川清掃の推進を行い、平成 21 年度を目標に、魚の住める犬上川の清流を再生し自然豊かで住みよいまちづくりを目指していくこととする。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進 (大滝地区の汚水処理人口普及率を 11.0% から 85.0%に向上)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

目標達成のために、公共下水道事業認可区域内の川相・一ノ瀬地区の管路整備、農業集落排水施設佐目地区および萱原地区の管路及び処理施設整備、浄化槽の全戸設置を同時に効率的に整備することにより汚水処理施設整備の促進を目指す。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも多賀町

[施設の種類]

- ・流域関連公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽

[事業区域]

- ・流域関連公共下水道 多賀町川相、一ノ瀬地区
- ・農業集落排水施設 多賀町佐目、萱原地区
- ・浄化槽 多賀町小原、大杉、樋田、仏ヶ後、大君ヶ畑地区

[事業期間]

- ・流域関連公共下水道 平成17年度～19年度
- ・農業集落排水施設 平成17年度～19年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・流域関連公共下水道 75～200 5,900m
- ・農業集落排水施設 75～200 2,500m
- 処理場 2カ所
- ・浄化槽(個人設置型) 7人槽 30基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

流域関連公共下水道 川相、一ノ瀬地区で472人、農業集落排水施設 佐目、萱原地区で889人、浄化槽 小原、大杉、樋田、仏ヶ後、大君ヶ畑地区で100人

[事業費]

- ・公共下水道 444,000千円
(うち、単独 176,000千円)
(うち、国費 134,000千円)
- ・農業集落排水施設 1,560,000千円
(うち、単独 56,000千円)
(うち、国費 752,000千円)
- ・浄化槽 31,000千円
(うち、単独 19,000千円)
(うち、国費 4,000千円)
- ・合計 2,036,000千円
(うち、単独 251,000千円)

(うち、国費 890,000千円)

5 - 3 その他の事業

大滝地区の各集落において、住民ボランティア活動で道路・水路等の清掃活動を行い、犬上川へのゴミ・土砂の流入を防止し、河川美化に努める、また、里山の保全や造林保育を行い自然環境保護に努める。

6 . 計画期間

平成17年度～21年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価する。

また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、「多賀町污水处理施設整備構想策定委員会」の委員で構成された委員会を設置し、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

なお、整備された污水处理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、第三者が行う水質検査等を、同委員会において把握し、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

添付資料

(1) 地域再生計画の区域に含まれる行政区画図

(2) 地域再生計画の工程表

(3) 支援措置を受ける主体の特定の状況

(4) 地域再生計画箇所を示した図面

(5) 地域再生計画の全体像を示したイメージ図